

令和7年第3回定例会 質疑通告一覧表 R7. 10. 10

順	通告者	質疑の内容	答弁者
1	うののぶこ (市民ネットワーク) ・一括方式	1 第101号議案 令和7年度茨城県流域下水道事業会計補正予算(第1号)について (1) 大規模下水道管路特別重点調査事業の目的 (2) これまでの法定点検との違い (3) 調査員の安全確保 (4) このタイミングで補正予算提案になった理由 (5) 調査の期間 (6) 調査結果はどのように安全確保に生かされるのか	土木部長
2	江尻 加那 (日本共産党) ・一括方式	1 第110号議案 工事請負契約の変更について(茨城県植物園等整備工事)について (1) 追加工事となる汚水処理設備や変電設備、防火水槽の設置を当初想定できなかった理由及び今定例会になった理由 (2) 工事請負契約の変更が審議・可決される前から、工事を実施しているとのことだが、その正当性の根拠 (3) 11月にリニューアルオープンとしているが、管理運営にあたって更なる追加設備や工事が必要にならないか、精査出来ているか	農林水産部長

<参考>

議会運営についての申合せ事項(令和5年8月31日 議会運営委員会決定)

第3 本会議に関する事項

4 発言通告

- (1) 略
(2) 代表質問・質疑、一般質問・質疑に係る発言通告の期限は、原則として質問質疑の始まる日の前々日正午まで、上程議案、修正案、委員長報告及び少数意見報告に対する質疑に係る発言通告の期限は、原則として質疑を行う日の前々日正午までとする。
(3)～(5) 略

7 単独で行う質疑

- (1) 議案(議員提出議案及び知事提出議案)に対して、質疑のみを単独で行える場合の要件等は別表3のとおりとし、質疑の所用時間は、再質疑及び答弁を含めて8分以内とする。
なお、質疑の内容は、議案に係る概括的内容の確認に留めるものとする。
(2) 略

別表3 (第3-7-(1))

議案に対して質疑のみを単独で行える場合の要件等

対象となる議案 (議員提出議案及び知事提出議案)	対象となる会派等	質疑の日
開会日に上程された議案	当該定例会において代表もしくは一般質問・質疑の割り当てがなく、付託される委員会にも所属していない会派等	<u>一般質問・質疑最終日</u> (<u>全ての一般質問・質疑終了後</u>)
開会日の翌日から一般質問・質疑終了日まで に上程された議案	付託される委員会に所属していない会派等	
一般質問・質疑終了日の翌日から閉会日まで に上程された議案		閉会日